

言語は社会行為としてどう働くか

—制度的場面の言語分析フィールドワーク—

丹羽 牧 代

1. 緒 論

社会生活の多くは言語を通して営まれる。というよりは、むしろ言語のやり取り・発話による行為によって、ある場面での社会的活動は確認されその場に作り出されていくと考えられる。このことは相互行為理論の基本的な出発点である。本稿はこのような理論を基本的な前提とし、特定の制度的場面(具体的には心理臨床場面と通訳介在法廷場面)のフィールドワークとケーススタディを通して、そのような分析方法の有効性を概観するものである。

この目的のため、本稿は次のような構成を取る。まず最初に、言語活動を社会行為として観る理論の枠組みを議論に必要な部分のみ例証する。次に実際の制度的場面のフィールドワーク事例を報告し、どのような分析が可能であり、それがどのような意義を持つのかを論じる。最後に結びと共に研究方向の発展可能性を指摘する。

2. 言語を社会行為としてみる理論の枠組み

言語研究を社会の中での運用の視点で論じる理論は多岐にわたる。その中でも文化人類学に端を発するエスノグラフィー的研究方法(Gumpertz & Hymes 1986)の流れでは、ある特定の社会行為が行われているフィールドに研究者が入っていき、その場を言語やりとりを含めて「まるごと」記述する質的調査が確立されている。また Fransis and Hester (2004) などに拠れば、質的研究による社会構造の解明を目指した Garfinkel によって

社会学のエスノメソドロジ的研究方法は創始された。その流れでは、実場面での言語のやり取り及び、参与者の相互行為そのものを分析対象とする。言語面であれば、実際にある場面で使用される会話、がその対象になる。

言語能力と言語運用の研究の差異は例証すれば次のようなものになる。言語能力を扱う研究では、(1)のような文の分析における課題は、音、表記法、構文、センテンスとしての意味、などを検証するところまでである。研究対象としてはこの一文で完結しているといえる。

(1) May I take a picture of you and your child?

しかし、実場面で運用されるときには、(1)は一例としては、観光地の遊覧船上で、カメラを持った男性と、その男性とは初対面の親子連れとの間で、(2)のような会話の一部として表れる。そのように、発信された言語表現はある特定の社会的場面と必ず結びついている。言語運用の研究には、そのようなコンテキストをも含んだ中での、言語の使われ方を研究するものである。(1)の英文が上述の実際のコンテキストの中に置かれると、例えば(2)のような会話の連鎖が表れるであろう。

(2) 01 A : May I take a picture of you and your child?

02 B : Uh... What is it for?

03 A : Oh, It, I'm Richard Taylor. I'm a professional photographer.

04 B : Interesting. Well, we...just stand here?

(1)の英文は、写真を撮ってもよいかどうか、許可を求めるもしくは依頼をするために使われる疑問文である。しかし(2)01行めのようにこの依頼文が現実の会話やり取りの中に表れるとき、そこにはまた別の規範が表れてくることがわかる。明らかなことのひとつは、依頼文に対応するはずの受諾もしくは拒否という応答が続かないことである。02行目には何を目的とするのかを尋ねる疑問文が後続する。しかし、再び03行目の応答もこの疑問文に対する文法的な回答対とはなっていない。それにもかかわらず、ABどちらもこの一連の会話のやり取りに不自然なものを感じておらず談話のトラブルにはなっていない。ABどちらも、この場面での会話連鎖の進め方や完結の仕方を共有知として持っており、その規範を行使

しているからだと考えられる。その共有知には無論社会的・文化的なさまざまな前提も含まれることになる。

本稿でも、このような実場面を観察するフィールドワークによって明らかにされることに重点を置き、中でも研究の余地のまだ多い制度的場面を考察する。対象として、心理療法の場面と通訳の介在する法廷の場面を検証していく。

3. 会話分析を含めたエスノグラフィックフィールドワークによる談話分析

ある社会的場面での言語使用のあり方を研究する方法もさまざまにある。(ネウストプニー&宮崎 2002) 参与観察調査・VTR 録画録音・逐語検討・内省報告インタビューなどがそれにあたる。これらの研究調査方法を用いて、人々がどのように各場面において、「社会」を形作っているのかを、その場面で観察可能な事象（主として言語行動）について解明する手法がコミュニケーションの民俗史(ethnography of communication)である。また、ある社会的場面で「当たり前」とされていることは、実際にはどのようなシステムに則って「当たり前」として当事者たちに理解されその場が動いているのか。それを会話の連鎖の観察と分析を切り口として浮かび上がらせるのが会話分析 (conversational analysis) であり、Sacks (1992) Shegloff (2007) などに詳しい。

これらの質的な研究方法を念頭に置きつつ本稿で取り上げるのは、「制度的場面」と呼ばれている社会的な枠組みの中の間である。それは例えば、医療行為場面・救急コールでのやりとり・法廷場面・教室授業場面・心理療法場面・会議場面などである。これらの特徴は、「普通の」日常会話場面とは異なっていることである。参与者にそれぞれの役割が明確にあること、その場面で何をやるかの目的が明確であること、それらに応じて言語的振る舞いにはある特定のパターンへの期待値があること、などである。しかしながらやりとり（相互行為）を成立させていくシステムは日常と切り

離されているわけではなく、決して断絶した閉じた系を持つものではない。なぜなら制度的状況に置かれた人は、「日常」の言語行為遂行能力を取り出しながら、その制度的状況に適応しつつその状況に参与し、その特定場面を組織しているからである。人がそのようにある場面に参与していくシステムは、いくつかの切り口から解析できるが、実在し記録されることのできる言語（及び非言語）行動から観察検証可能である。

例をとって、医者と患者が了解している医療場面というシステムの一部を分析してみよう。「治療者である専門家と、その対象者」という関係が成立する点に置いて、心理療法場面と医療行為の場面は類似しているからである。Morris and Chenail (1995) は、「診療場面という制度的場面」で、医者と患者がその関係を成立させていく例をあげている。

- (3) 01 D: How are you?
02 P: Fine How're you?
03 D: Just fine. Any trouble getting you here today.

Morris, G. H. and R. J. Chenail (1995)

これは診療開始場面であるが、01行の医者の問いかけに対して患者は02行で“Fine”という発話で応答している。通常 Fine が意味するのは「元気であり、うまく行っているという状態」である。ところが、03行目を見れば、医者は「今日の問題 (trouble) は何か」と尋ねている。日常の会話開始場面を想定するならば、元気であると述べた相手に対して、問題があることを前提にしてその問題は何であるのかと尋ねる応答は、ずれを起こしていることになり、場合によっては相手の発言を聴いていない、あるいは認めていないことの表明に成り得る。談話のトラブルとなっていく可能性も内包する。しかし、この会話連鎖はトラブルを起こさず流れて行く。このように、一見発話への応答がずれを起こしているように見える現象は制度的場面の特性に根ざすものである。この場面が談話トラブルにならずに診療開始場面として了承されていくことから、ここでの参与の方法・ルールといったものを双方が了解しており、それに沿って行くことで診療開始場面を双方で組織していることが、検証できる。日常的会話の組織の

仕組みの共有及び、医療行為場面ではどのようなことがそこから異なっているかという判断軸及び判断を、医者と患者双方が共有していると判るのである。このように、やりとりの特性からその場が参加者によってどのように作られていくのかを解きほぐしていくことが可能であり、またそれはこのような質的調査によってのみ可能なことである。以上の論を踏まえて、実際の調査例から、制度的場面を解明していく道筋を挙げていこう。

4. フィールドワーク事例

4.1 心理療法場面（箱庭制作とその後の言語化セッション）

制度的談話が見られる場面は多岐にわたるが、本稿では1) 心理療法のひとつである箱庭制作とその後の言語化セッション2) 法廷という制度的場面の中で通訳が介在する場合の談話場面、の二種類を概観する。心理療法場面が制度的場面として取り上げる価値が高いのは、制度的場面の中では、もっとも規範や組織化の姿が見えにくいものだからである。例えば何らかの式典を思い起こしてみれば、誰がいつどのような内容のことを発話するかがほとんど固定されており、式典という制度的場面がどのように組織化されているのかは比較的顕在的な要素から実証し易い。しかし、心理療法場面は、それに比較するとはるかに参加者の振る舞いの自由度が高い。そして、どこが「日常的な相談の談話」と異なるのかが見え辛いとも言える。だからこそその仕組みの解明は価値を生むといえよう。

しかしながら、倫理規定により逐語録を得るのが容易ではない、などの外的な状況もあって、心理療法場面、とりわけ箱庭療法における言語のやりとりを、会話分析や相互行為の視点を含めて総括的に研究した例はそれほど多くない。箱庭に限定せず、その他の心理療法場面にまで視点を広げれば、そこでの会話の分析や参与構造についての研究も散見される。Labov and Fancel (1977) をベースにして行った Ferrara (1994) は個人精神療法におけるセラピストとクライアント間に生起することを、前述のコミュニケーションの民俗誌の枠組みの中で研究している。Ferrara (ibid.)

では心理療法場面に特徴的な言語現象として、再言 (retelling, repetition) 比喩 (metaphor) 共同構築 (joint construction) などの出現を指摘し、それがどのようにセラピー場面での役割を果たしているかを分析している。また Gale (1991) は、家族療法における心理療法場面でセラピストがどのような会話戦略を使っているかを明らかにしている。しかし、Gale の取り扱った心理療法場面はブリーフカウンセリングと呼ばれる療法の立場に立った、セラピストの言語行動の分析である。これらの研究には援用できる部分もあるが、当然、そこで提示されたセラピストの在り方は、そのまま箱庭療法後のセッションでのセラピストの在り方とは異なる。

では、箱庭療法の特徴は何か。箱庭療法においてもっとも重要視されることのひとつは「自由で保護された空間」である。セラピストはこれが保持されていくように責任を持って臨んでいる。またクライアントは箱庭制作であれその言語化であれ、自分自身を表現していくことを課題として臨む。このような参与のあり方を前提とした上で、両者は相互行為によって箱庭療法場면을組織していく。そこには前提となっている箱庭療法の特徴が色濃く顕現することになる。この、箱庭療法に関しての実験とそれに関する考察は楠本・丹羽 (forthcoming) に詳細な検討分析を譲るが、例えばどのように参与が社会化されているのかを、実例から拾ってみよう。

この考察の対象となるデータは、箱庭療法を行うセラピストが箱庭制作の治療的効果の解明を目指して行った実験に基づいている。実験は、10回に亘る箱庭制作過程を通して、①箱庭制作とその言語的説明のセッション②2週間ほど間隔を置いた後に、実験者と制作者が①のセッションを振り返る内省報告のセッション、という形で進められた。箱庭制作とその言語的説明セッションはVTRにより記録され、内省報告はそのVTRを実験者・制作者双方が見直してコメントを書き綴り、さらにそれを面談し共有する。それがさらに録音される、という形で行われている。

このような実験の中、5回目の箱庭制作では、VTRが回り始めたのち

(4) 01 Cl: 濡らしたいです

という制作者（＝クライアント 以下、CI）の発話から開始される。注目点は、この発話の冒頭に「あの」「えっと」「じゃあ」などの有標標識が出てこないことである。これらの有標標識は聴き手の注意を引き、自分が発言を始めることを前置きするものであり、同時に、自分の発話が自動的に保障されていないときに後続するターンを確保するために出現するものである。これらの有表標識の不在が指し示すことは

①クライアントは自分が発話の権利を持っていること、それが保障されていることを知っている。

②クライアントは（注意を引かなくても）セラピストが発話に注意を払っていることを知っている。

である。さらにその内容的にも「何で、何を濡らしたいのか」に対しての共通理解がある。また、濡らしたいという意思の表明が、セラピストに対して水を準備し運んでくる行為への依頼になっていることも共通理解である。その行為はセラピストが期待されていること（箱庭制作の実験を遂行していくこと）に属していることもまた共通理解である。だからこそ通常の依頼行為に出現するような「理由付け」（砂を濡らした状態にして箱庭を制作したい）や「格下げ」（手が空いていたらいいので頼みたい）という複数の要素は顕現しない。このように、僅か一行の発話であるが、そこから考察できることは多様である。

セラピスト側からひとつ取り上げるならば、区切りとなるポイントに特徴が表れる。制作が終了して言語化に入るポイントや、CIが自発的に作品を説明していた部分から、セラピストによるコメントと追加質問に入るポイントなどである。

① 区切りをつける発言は必ずセラピストであること。

(5) 01 Th：じゃあ話してくれますか

(6) 01 Th：では少し、話を聞かせてください。

10回に亘る制作言語化の実験でセラピストクライアントともに手順や流れは確立したものとして共通認識されているはずである。しかし、ほぼ欠かさず区切りになるポイントにはセラピストが「次にすること」を提示す

る発話が出現する。セラピストが専門家としてこの場にいることは、その専門家が主導して一方的にこの会話を進めていくことを意味しないのであるが、同時に参与の役割には非対称性があることもまた共通認知されている。必ず表れるセラピストの「開始宣言」「次のステップへの移行宣言」は、この制度的場面にあってはセラピストが場を展開させる主導権を持つことを提示するものとして使用される。もう一点の特徴は、

②その宣言時にはセラピストはていねい語を使用することが多い。

である。この CI と Th の関係性の中では、ていねい語による敬語表現が出現することの方がむしろ少ない。それだけにこの区切りの場でのていねい語表現の頻度の高さは何かを示すと考えられる。何かとは 1) その部分のみフォーマル度を高めることによって、その発話を特殊化して焦点をあてる。焦点化されるのはこの一連の談話の構造であるので、この談話が制度的場面の中で遂行されていることを意識化させる働きをしている。2) 区切っていく役割を行使するのは常にセラピストであり、その非対称性が「力」「権威」というものと容易に結びつくのを避けるため、敬語表現によって遂行表現を格下げする。3) 開始宣言はそこで行われる行為全体を想起させるポイントであり、そこでていねい語表現を使用することによって、設定しようとしている制度や参与者のひとりである CI を尊重する意思を表明する、などであろう。

いずれにしても、これらのセラピストの振る舞いは、セラピストが一方的に遂行しているわけではない。それらがもうひとりの参与者であるクライアントに異議なく受容・後続されることによってこの場面の秩序は共同で作り上げられていると言える。

4.2 通訳介在法廷場面

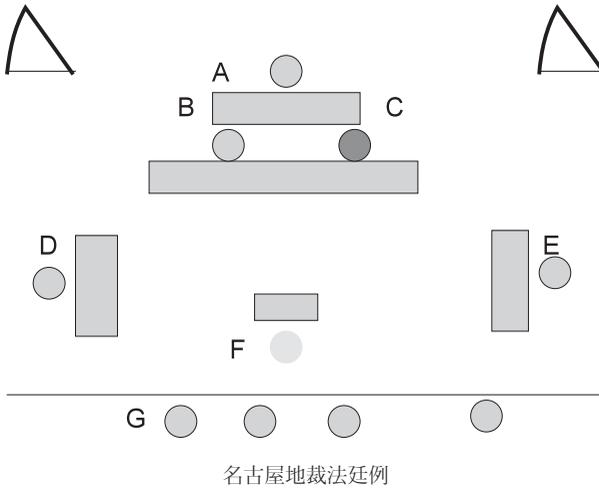
本稿で言及するもうひとつの制度的場面は通訳者が介在する刑事裁判の法廷場面である。ある程度の共通理解を前提として参与者が組織化していくという仕組みは、他の制度的場面と同様であるし、そこに専門家と専門家でない参与者が関わるという枠組みも類似のものがある。しかし、制度

的場面の中でもその特殊性は十分に研究対象価値を持つ。なかでも通訳者が介在する裁判は抜きん出て特殊であるといえよう。大概のケースでは起訴された被告人が日本語の十分な運用能力を持たない。すなわち裁判という制度的場面のみならず使用言語である日本語の制度的運用や組織化の経験と知識に乏しいという特殊事情が存在する。この特殊事情ゆえに、それを補正する目的で法廷通訳人がこの制度的場面には参与することになる。この通訳人がどのような立場でどのような参与の仕方をするかは、公判における他の参与者ほど確立した様式を持たないことが、多くの研究課題を内包することになるのである。通訳介在法廷には、社会的・文化的・法的・言語的さまざまな問題が凝縮されている。言語学的な問題だけ見ても法廷通訳には構造的な問題、通訳者は何物として参与しているのかという問題が指摘されている。(Tijje 2006) しかも、日本を始めとして、裁判での会話のやり取りを含めたエスノグラフィ的な研究には多くの制約がある。公判そのものは公開原則があるが、写真撮影・VTR 記録などを残すことが許可されていないことが多い。そのため傍聴による bystander としての参与観察や、判事・検察官・弁護士などへのインタビューを研究素材としなければならない。

被告人は母語の世界観の前提による「裁判」という制度的状況を予測してその中に在る。が、法廷通訳の発話を通じてしか、制度的会話に参与することはできない。しかしながら法廷全体が持っている制度的状況の中で、法廷通訳を通じて言語化される部分はあくまでも一部でしかない。そして被告人はその部分に対してのみ応答していくことになり、ときには衝突や乖離が起こる。そこがこの制度的場面の特徴であり、研究対象価値と考えられる点である。

これらの問題を分析し、実践に結びつける方略のひとつとしてフィールドでのエスノグラフィックな調査と言語分析は有効であると思われる例をいくつか挙げよう。

4.2.1 名古屋地方裁判所における事例から



事例は2006年5月から8月にかけての3ヶ月間、名古屋市中区にある名古屋地方裁判所刑事法廷で、傍聴による参与観察という形で行われた。法廷は大きさに差異はあるものの、概略図1のような場面設定で行われる。通訳言語は調査した事例だけでも、英語・ペルシア語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語・ウルドゥー語・タガログ語・トルコ語・スワヒリ語など多岐にわたった。公訴内容としては、出入国管理法違反・窃盗・盗品有償譲受・住居侵入・殺人・覚せい剤取締法違反などさまざまなものであった。母語が日本語ではない通訳者が7割から8割であり多数派である。通訳は一部分がマイクとヘッドセットを使用して同時通訳。訴状朗読の部分などで、あらかじめ翻訳が準備されている。裁判官・検察官・弁護人などが質問する場合などは逐語通訳で、質問と答えはその場で展開されるので、予稿に当たるものは何もない。通訳をどのように扱うかなどは裁判官の裁量に任されており、法廷で発言されることすべてを適宜訳し続ける通訳者もあれば、裁判官の指示が「では、以下のように伝えてください」という形でその都度通訳者に指定される場合もあり、通訳者の存在をあまり意識

していないと思われるような、通訳の入る間をほとんど考慮しないで進められていく審理もあり、振幅が大きい。

本来、前節で例に挙げたように、制度的場面の組織化は会話による相互行為に負う所が大である。刑事法廷場面の主たる参加者はいずれも専門家であり、被告人ないしは証人のみが、法廷という場では専門性を持たない。しかしながら、被告人ないしは証人はそこが審理の場であるという最低限の知識と、最低限必要な日本語の運用能力を備えているという前提のもとで裁判は進行していく。もう少し分かりやすく言えば、裁判に証人として出廷するのが初めての経験であったとしても、その人が日常社会の中で他者との言語的・非言語的相互行為の中で共に構築してきた参与の組織化の規範を援用したり類推することができれば、(質問されたときには回答を返すことへの圧力が生じる、などの基本的構造)著しく逸脱することなしにその制度的場面での振舞い方に順応し、参与していくことが可能である。しかし、その非専門家である被告人ないしは証人が日本語の運用能力を欠く場合、このことは大きな障害になる。これらの援用や類推に助けられた参与が困難になるからである。これを補うべく通訳者が介在するわけであるが、当然のことながら、失われてしまう要素と付加されてしまう要素が顕現する。

たとえ、通訳者が完璧に通訳すべき発話の内容だけでなく、社会的レジスターや意図された感情・ニュアンス・音声的変異なども含めて再現してきたとしても、この問題は本質的に消失しない。なぜなら、検察官の質問と被告人の答えの間に、通訳者が占める時空間が厳然として存在するからである。違う言い方をすれば、通訳介在法廷という制度的場面は、それ自体がひとつのカテゴリーとして位置づけられるべきであり、日本語のみによる法廷という制度的場面に、通訳者が挿入されたもの、とすると多くのものを見落とすことになる。以下、通訳が介在していることが審理の組織化に特殊な影響を与えている具体的な様相を観察からの事例で二つ挙げよう。

①被告人は誰とインターアクションを行っているのかに関して定められ

ない側面がある。多くの被告人は、裁判官や検察官などが質問を行い、それを通訳者が被告人の母語に通訳するまでの間、目線を定められない場合が多いようである。答えを述べる時も、介在する通訳者とアイコンタクトを取るか、本来の質問者である検察官に取るか、そして答えをどこに向かって語るか。通訳者の介在しない法廷であれば、もっとも自然な振る舞いは検察官に訊かれれば、検察官に対して応えることになろう。しかし、図からもわかるように、通訳者の位置はCであり、被告席はF、検察官はDである。DF間で起こるはずのインターアクションに通訳Cが介在するため、空間配置が三角形になる。タイムラグも発生する。

審理に置ける裁定には被告人の振る舞いによる心証も考慮のひとつになることを考えると、検察官Dによる質問と被告Fによる応答というよりは、通訳者Cを含めた三者間の行為として明確にその振る舞いを認知する必要のある場面となっている。

②通訳の介在する法廷の特殊性を熟知し、言語的やりとりの特異性をも考慮できる専門家ばかりとは限らない。例えば、傍聴した中で、以下のような検察官の質問があった。

(7) 検察官：(被告が)「何も言いませんでしたね。」

被告人：いいえ

この質問は、前後の検察官の立証趣旨から、何も言わなかった＝驚かなかったということ、ひいては被告の確信犯性を示唆するためのものであろうと見当がつく質問であった。そして、明らかに高コンテキスト依存言語である日本語の特性を生かした言語戦略であった。仮定ではあるが、日本語母語話者が被告であったなら、その戦略を理解してそれに対応して自らを防御するような応答を選ぶことも十分に考えられる。しかし、低コンテキスト依存言語である言語文化圏の話者である被告は、シンプルに「何か言ったかどうか」の質問としてとらえた返答を返した。また、出入国管理法に違反した不法滞在の被告に、情状証拠を提示するために「二度と日本に戻ることはないか」と尋ねる質問にも同様のずれが起こったことがある。傍聴初回の例で、bystanderとして初めて審理に参加した筆者にもその「二

度と日本に戻ることはありませんね」という質問の意図は「二度と戻らないと約束する」という言質を引き出して、それに基づいて国外退去に留めておこうという、予定調和的な意図が読み取れるものであった。しかし、被告のみがそれを理解せず、「自分には国に戻っても仕事が充分でなく、国外で働かないわけにはいかないこれこれの事情があって……」という理由付け及び遠まわしながら、約束として断じることを回避しようとした。被告を除く検察官、裁判官、弁護人すべてがこの回答にいらだって結審したがつている様子が、それを遮るような介入、オーバーラップの様子や変化した声の速さとトーンから観察可能であった。

通訳者に「何も略さず、何も付け足さず」という倫理規定がある以上、そのような言語固有の制度的場面の組織化まで付帯して解説を加えながら通訳をすることはできないであろう。しかし、審理が法廷で提示されたことにのみ基づいて行われることを考えると、日本語だけで日本語文化の参与構造が期待されることを参加者が共通認識している制度的場面とは、異なる要素があることに余程注意が払われなければならないと思われる。

このようなずれに、最も注意を払い最も危機感を持っているのは、そのずれの狭間に位置取ることになる通訳者たちであろう。筆者の書きとめたメモにも、通訳者が倫理をまっとうすべく様々な工夫している様子が散見される。「全訳」という原則と、それだけでは埋めることの出来ない断絶に少しでも橋渡しをしようとする努力である。例えば 1) 誤解が生じる表現を回避する。年度については「去年」などの語を具体的年号に変換する。2) 審理進行を止めてでも、裁判官・検察官・弁護人の被告への質問の中の主語を必ず確認する。場合によっては原文になくても付け足す。3) 同質問の意図が明確になるように、構文を意図的に選ぶ。直訳は Is there であるが、Do you have に発言途中から言い換えた例などもあった。3) 審理中の質問には否定疑問文形が頻出する。「あなたは〇〇を知りませんでしたね」などである。よく知られているように、これに対する肯定の回答は言語によって日本語のように「はい」である場合、英語のように (Didn't you know * * * * ?) “No” である場合、フランス語のように “Si” を

使う場合と、様々である。これは通訳者・被告人ともに回答の仕方を間違い易い質問形式である。もと法廷通訳から検事へ転進した検察官の担当事案では、検察官質問の中でこの形式を回避するためわざわざ自らの質問を取り消し言い換えるという努力も見られた。

また、通訳者も万能ではなく、明らかな間違いをする、あるいは逸脱をすることもある。上述の否定疑問文による検察官質問に対して、構文に対する肯定否定を表現する英語型の言語を通訳していた通訳人が被告のNoに対して、日本語では「はい」とすべきところを気付かずそのまましばらく審理が進行していたことがあった。その事例では通訳者が数分後に気付いて審理を止めて言い直しをしたので、重大な誤謬を生まずに済んだ。他の事例では、被告が同じ構文でNoにあたる言葉しか返していないのに、通訳者の通訳ではある発話のみが選択的に「決して」になったことなどもあった。裁判の進行の中で、被告人の気持ちとしては「いいえ」ではなく「決して」が出てくるのが妥当な発話ポイントであったので、思わず意を汲んでしまったといえるであろう。

4.2.2 トロント州裁判所における事例から

通訳介在法廷という制度的場面を様々な視点から捉えるためには、単一言語だけではない法廷審理が普通になっている国での事例との比較も意味がある。Eades (2006) の報告によれば、オーストラリアでは、先住民族であるアボリジニが被告となったとき、母語による審理を受けられない不利を回避するため、通訳人を介在させるだけでなく、複数判事の裁判官の長に二言語話者であるアボリジニの判事を立てるといような試みすらされている。そこまで先進的とは言わなくとも、裁判の中に複数言語が混じることが日常的になっている場合、どのようなことが起こっていくであろうか。

この比較研究に着手するため、2006年11月にカナダ・トロント市で行った予備調査からのケースを報告しよう。

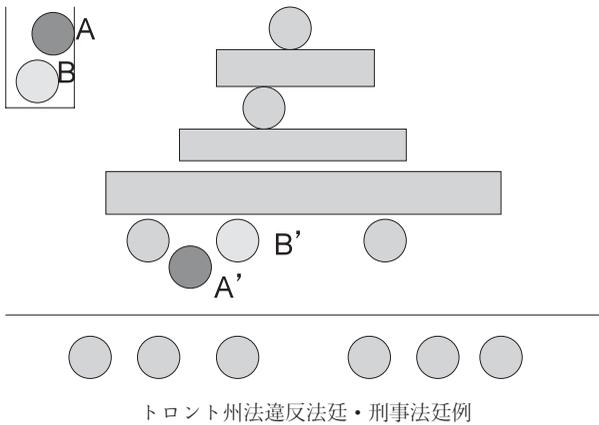
トロントは人口の半数以上が英語を母語としない市民によって占められ

ている。人種のモザイクと呼ばれるカナダの中でも、ひととき多言語主義を前面に市策としてあげる街である。「多様であることは財産である」と捉える市のスローガンがそのことをよく表している。そのため各種のコミュニティサービスは多様な言語で提供されるのが当たり前のことになっており、司法にかかわることも例外ではない。

このトロントの東裁判所及び南裁判所で、州法違反を審理する法廷及び刑事法廷を傍聴し、なおかつ裁判所のシステムや法廷のバックヤード・起訴状などを見学し、通訳介在案件リストなどを取得したり、インタビューする機会を得た。(このオープンさそのものが日本の司法の場合考えられない) 例えば東裁判所では一日の間に約 50～70 の案件が審理されていたが、2006 年 11 月 6 日には 32 件が通訳を介在させる法廷であった。通訳の使用した言語はアルバニア語、アラビア語、広東語、北京語、ペルシア語、タガログ語、グルジア語、ヒンディー語、イタリア語、韓国語、パンジャビ語、ロシア語、スペイン語、タミル語であった。この他に公用語であるフランス語については、フランス語のみで行われる法廷を申請する権利がある。

このように、通訳がいることが当たり前になっている状況では、当然法廷という制度的場面の様相も異なる。少なくともこのトロントの下級裁においては、通訳者は被告人の代理人という参与の仕方がより強く感じられる。それは、通訳者の審理内での位置ひとつをとっても観察可能である。図 2 に、南裁判所での刑事法廷と東裁判所での州法違反審理法廷での通訳者と被告人の位置を示した。通訳者 A ないし A' は被告人 B ないし B' の横に就く。(AB が刑事法廷) 図 1 の名古屋地裁のように、事務官の横に着席するのではない。当然のことながら被告人と通訳者のチーム感はより強くなろう。通訳と被告人は対峙するのではなく、裁判官、検察官、弁護人に対して同じ方向を向くのである。

これらの事例だけがすべてを語るわけではないが、いずれにしても、同じ通訳介在法廷という制度的場面として一括して扱えないことは明らかである。そしてそれぞれの特性分析、ひいては社会言語学的な視野の先にあ



る、研究の実践への還元を志すのであれば、特性の異なる個々のフィールドを長期スパンで調査研究活動を継続する必要があることもまた明確であろう。

5. 結 語

本稿では、心理療法場面と通訳介在法廷場面での事例を取り上げ、そこでの質的研究法に焦点を当てて、それによってどのようなことが解明可能なかを実証的に指摘した。制度的談話の内実を分析していくためには、その場面での参加者が言語をはじめとする行為をいかに利用して共同でその場を構築していくかという切り口が有効であることが提示された。ここに概観されたような質的研究方法には、常にケーススタディを超えた一般化への回帰が課題とされるが、そのような脆弱性を視野において尚、実場面での行為のやり取りに目を向けてこれを観察分析することから、多くのことが解明される可能性は大きい。逐語録作成の困難さなど、研究への障壁も小さくはないが、この先展開させていく価値の大きい分野であると思われる。

参考文献

- Arminen, I. (2005) *Institutional Interaction: Studies of Talk at Work*. Ashgate Publishing Company, Hants.
- Crooker, C. E. (1996) *The Art of Legal Interpretation*. Portland State University Continuing Education Press, Portland.
- Drew, P. and J. Heritage(1992) *Talk at Work: Interaction in institutional settings*. Cambridge Univ. Press. Cambridge.
- Eades, D. (2006) *Equal before the Law? The impact of courtroom rules of evidence as linguistic and cultural diversity*. Paper presented at 16th Sociolinguistic Symposium, Limerick.
- Ferara. K. W. (1994) *Therapeutic Ways With Words*. Oxford Univ. Press. Oxford.
- Francis, D. and S. Hester(2004) *An Invitation to Ethnomethodology*. Sage Publications, London.
- Gale, J. E. (1991) *Conversation Analysis of Therapeutic Discourse: The pursuit of a Therapeutic Agenda*. Ablex Publishing, New Jersey.
- Gumperz, J. and D. Hymes (1986) *Directions in Sociolinguistics*, Basil Blackwell, Oxford.
- 東山紘久 (1994) *箱庭療法の世界* 誠信書房 東京
- 串田秀也 (2006) *相互行為秩序と会話分析 「話し手」と「共一成員性」をめぐる参加の組織化* 世界思想社 東京
- 楠本和彦・丹羽牧代 (forthcoming) *箱庭療法家の言語方略に関する探索的研究*
- ネウストプニー J. V., ・宮崎里司 (2002) *言語研究の方法* くろしお出版 東京
- 西阪仰 (1997) *相互行為分析という視点 文化と心の社会学的記述* 金子書房 東京
- Sacks, H. (1992) *Lectures on Conversation*, 2 vols. Cambridge: Blackwell.
- Savukke-Troike, M. (2003) *The Ethnography of Communication*. (Third Edition) Blackwell Publishing, Oxford.
- Shegloff, E. A. (2007) *Sequence Organization in Interaction*. Cambridge Univ. Press. Cambridge.
- Thije, J D. (2006) *The language analysis interview as mediated, intercultural discourse*. Paper presented at 16th Sociolinguistic Symposium, Limerick.
- 渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子 (2004) *司法通訳* 松柏社 東京